

令和3年度

一般会計
特別会計
水道事業会計
下水道事業会計

予算・予算説明書

武蔵野市

総目次

予 算

令和3年度武蔵野市一般会計予算	1
令和3年度武蔵野市国民健康保険事業会計予算	7
令和3年度武蔵野市後期高齢者医療会計予算	11
令和3年度武蔵野市介護保険事業会計予算	13
令和3年度武蔵野市水道事業会計予算	17
令和3年度武蔵野市下水道事業会計予算	21

予算説明書

一般会計

1 総括	27
2 歳入	31
3 歳出	83

特別会計

特別会計総括	385
国民健康保険事業会計	391
後期高齢者医療会計	423
介護保険事業会計	439
水道事業会計	467
下水道事業会計	509

予 算 説 明 書 目 次

一般会計

1 総 括

(歳 入)	28
(歳 出)	29

2 歳 入

(1) 市 税	32
(2) 地 方 譲 与 税	34
(3) 利 子 割 交 付 金	36
(4) 配 当 割 交 付 金	36
(5) 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	36
(6) 法 人 事 業 税 交 付 金	36
(7) 地 方 消 費 税 交 付 金	38
(8) 環 境 性 能 割 交 付 金	38
(9) 地 方 特 例 交 付 金	38
(10) 地 方 交 付 税	40
(11) 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	40
(12) 分 担 金 及 び 負 担 金	40
(13) 使 用 料 及 び 手 数 料	42
(14) 国 庫 支 出 金	48
(15) 都 支 出 金	54
(16) 財 産 収 入	68
(17) 寄 附 金	70
(18) 繰 入 金	70
(19) 繰 越 金	72
(20) 諸 収 入	72
(21) 市 債	80

3 歳 出

(1) 議 会 費	84
(2) 総 務 費	86
(3) 民 生 費	166
(4) 衛 生 費	224
(5) 労 働 費	254
(6) 農 業 費	256
(7) 商 工 費	260
(8) 土 木 費	268
(9) 消 防 費	302

(10) 教 育 費	310
(11) 公 債 費	364
(12) 諸 支 出 金	364
(13) 予 備 費	366
給与費明細書	368
債務負担行為に関する調書	378
地方債に関する調書	382

特別会計

特別会計総括	385
国民健康保険事業会計	391
後期高齢者医療会計	423
介護保険事業会計	439

水道事業会計

予算実施計画	468
予算実施計画明細書	470
予定キャッシュ・フロー計算書（当年度分）	490
給与費明細書	491
予定貸借対照表（当年度分）	498
予定損益計算書（当年度分）	500
予定キャッシュ・フロー計算書（前年度分）	501
予定貸借対照表（前年度分）	502
予定損益計算書（前年度分）	504
注記	505

下水道事業会計

予算実施計画	510
予算実施計画明細書	514
予定キャッシュ・フロー計算書（当年度）	534
給与費明細書	535
予定貸借対照表（当年度）	542
予定損益計算書（当年度）	544
予定キャッシュ・フロー計算書（前年度分）	545
予定貸借対照表（前年度分）	546
予定損益計算書（前年度分）	548
注記	549

令和3年度武蔵野市一般会計予算

令和3年度武蔵野市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69,539,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算における同一款内での各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

令和3年2月24日提出

東京都武蔵野市長 松下玲子

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 市 税		38,105,000 ^{千円}
	1 市 民 税	19,102,800
	2 固 定 資 産 税	16,169,200
	3 軽 自 動 車 税	55,000
	4 市 た ば こ 税	800,000
	5 事 業 所 税	640,000
	6 都 市 計 画 税	1,338,000
2 地 方 譲 与 税		184,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	43,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	130,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	11,000
3 利 子 割 交 付 金		54,000
	1 利 子 割 交 付 金	54,000
4 配 当 割 交 付 金		213,000
	1 配 当 割 交 付 金	213,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		100,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	100,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		330,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	330,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		3,098,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	3,098,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金		58,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	58,000
9 地 方 特 例 交 付 金		313,400
	1 地 方 特 例 交 付 金	65,400
	2 地 方 特 別 交 付 金	248,000
10 地 方 交 付 税		100
	1 地 方 交 付 税	100
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		12,500
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,500
12 分 担 金 及 び 負 担 金		302,642
	1 負 担 金	302,642

款	項	金額
13 使用料及び手数料		1,414,394 ^{千円}
	1 使用料	711,472
	2 手数料	702,922
14 国庫支出金		10,119,810
	1 国庫負担金	9,041,439
	2 国庫補助金	1,047,100
	3 委託金	31,271
15 都支出金		7,698,046
	1 都負担金	3,256,225
	2 都補助金	3,995,147
	3 委託金	446,674
16 財産収入		62,642
	1 財産運用収入	62,360
	2 財産売却収入	282
17 寄附金		36,100
	1 寄附金	36,100
18 繰入金		4,200,787
	1 特別会計繰入金	260,876
	2 基金繰入金	3,939,911
19 繰越金		700,000
	1 繰越金	700,000
20 諸収入		824,579
	1 延滞金、加算金及び過料	32,101
	2 市預金利子	151
	3 貸付金元利収入	12,000
	4 受託事業収入	426,280
	5 収益事業収入	10,000
	6 雑収入	344,047
21 市債		1,712,000
	1 市債	1,712,000
歳入合計		69,539,000

歳 出

款		項	金 額
1	議 会 費		478,065 ^{千円}
		1 議 会 費	478,065
2	総 務 費		9,563,937
		1 総 務 管 理 費	6,262,095
		2 徴 税 費	681,250
		3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	750,364
		4 選 挙 費	216,018
		5 統 計 調 査 費	41,636
		6 市 民 活 動 費	1,540,963
		7 監 査 委 員 費	71,611
3	民 生 費		31,369,809
		1 社 会 福 祉 費	13,583,521
		2 児 童 福 祉 費	13,554,276
		3 生 活 保 護 費	4,232,012
4	衛 生 費		6,257,151
		1 保 健 衛 生 費	3,293,854
		2 清 掃 費	2,963,297
5	労 働 費		54,795
		1 労 働 諸 費	54,795
6	農 業 費		74,841
		1 農 業 費	74,841
7	商 工 費		659,795
		1 商 工 費	659,795
8	土 木 費		6,071,557
		1 土 木 管 理 費	700,052
		2 道 路 橋 り よ う 費	1,572,181
		3 都 市 計 画 費	2,759,298
		4 住 宅 費	278,546
		5 緑 化 公 園 費	761,480
9	消 防 費		2,039,019
		1 消 防 費	2,039,019

款		項	金額	
10	教 育 費		11,284,817 ^{千円}	
		1	教 育 総 務 費	1,590,766
		2	小 学 校 費	1,845,218
		3	中 学 校 費	980,702
		4	特 別 支 援 教 育 費	158,771
		5	社 会 教 育 費	2,089,821
		6	保 健 体 育 費	1,279,928
		7	学 校 給 食 費	3,339,611
11	公 債 費		1,546,834	
		1	公 債 費	1,546,834
12	諸 支 出 金		38,380	
		1	土 地 開 発 公 社 費	38,380
13	予 備 費		100,000	
		1	予 備 費	100,000
歳 出 合 計			69,539,000	

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
市庁舎空調設備改修工事基本・実施設計業務	令和4年度	33,670
よろず橋架け替え工事	令和4年度から 令和5年度まで	180,000
第一中学校・第五中学校改築設計業務	令和4年度	297,000
吉祥寺図書館エレベーター改修工事	令和4年度	19,584
総合体育館外壁・屋上防水等工事	令和4年度	230,761
武蔵野市土地開発公社の公共用地先行取得事業	令和3年度から 令和12年度まで	武蔵野市土地開発公社が取得した用地等の買取りに要する額

第3表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
調理場施設整備事業	千円 1,512,000	証書借入れ 又は証券発行	5.0パーセント 以内	借入れの時から据置期間を含め、25年以内の償還とする。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。その他償還については、借入先の融資条件に従う。
総合体育館改修事業	200,000			
合 計	1,712,000			

令和3年度武蔵野市国民健康保険事業会計予算

令和3年度武蔵野市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,859,229千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算における同一款内での各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

令和3年2月24日提出

東京都武蔵野市長 松下玲子

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険税		3,009,682 千円
	1 国民健康保険税	3,009,682
2 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
3 都支出金		8,095,488
	1 都補助金	8,095,488
4 繰入金		1,696,743
	1 一般会計繰入金	1,696,743
5 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
6 諸収入		47,315
	1 延滞金、加算金及び過料	41,300
	2 市預金利子	1
	3 雑収入	6,014
歳入合計		12,859,229

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		63,881 千円
	1 総 務 管 理 費	32,674
	2 徴 税 費	31,207
2 保 険 給 付 費		7,957,214
	1 療 養 諸 費	7,013,454
	2 高 額 療 養 費	868,090
	3 移 送 費	150
	4 出 産 育 児 諸 費	54,600
	5 葬 祭 諸 費	7,000
	6 結 核 精 神 医 療 給 付 金	12,920
	7 傷 病 手 当 金	1,000
3 国民健康保険事業費納付金		4,632,799
	1 医 療 給 付 費 分	3,038,770
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	1,097,160
	3 介 護 納 付 金 分	496,869
4 保 健 事 業 費		153,335
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	132,093
	2 保 健 事 業 費	21,242
5 諸 支 出 金		42,000
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	42,000
6 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		12,859,229

令和3年度武蔵野市後期高齢者医療会計予算

令和3年度武蔵野市の後期高齢者医療会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,816,617千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月24日提出

東京都武蔵野市長 松下玲子

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 保 險 料		2,295,295 千円
	1 後期高齢者医療保険料	2,295,295
2 使用料及び手数料		2
	1 手 数 料	2
3 繰 入 金		1,411,924
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,411,924
4 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
5 諸 収 入		108,396
	1 延滞金、加算金及び過料	501
	2 償還金及び還付加算金	2,100
	3 受託事業収入	97,795
	4 雑 入	8,000
歳 入 合 計		3,816,617

歳出

款	項	金額
1 総 務 費		16,645 千円
	1 総 務 管 理 費	16,645
2 分担金及び負担金		3,624,163
	1 広域連合負担金	3,624,163
3 保 健 事 業 費		150,708
	1 保 健 事 業 費	109,208
	2 葬 祭 諸 費	41,500
4 諸 支 出 金		20,101
	1 償還金及び還付加算金	5,101
	2 一 般 会 計 繰 出 金	15,000
5 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		3,816,617

令和3年度武蔵野市介護保険事業会計予算

令和3年度武蔵野市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,262,470千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月24日提出

東京都武蔵野市長 松下玲子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保 險 料		2,551,791 千円
	1 介 護 保 險 料	2,551,791
2 使 用 料 及 び 手 数 料		130
	1 使 用 料	120
	2 手 数 料	10
3 国 庫 支 出 金		2,683,243
	1 国 庫 負 担 金	2,015,557
	2 国 庫 補 助 金	667,686
4 支 払 基 金 交 付 金		3,135,020
	1 支 払 基 金 交 付 金	3,135,020
5 都 支 出 金		1,792,393
	1 都 負 担 金	1,735,129
	2 都 補 助 金	57,264
6 財 産 収 入		37
	1 財 産 運 用 収 入	37
7 繰 入 金		2,098,706
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,009,328
	2 基 金 繰 入 金	89,378
8 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
9 諸 収 入		150
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	110
	2 雑 入	40
歳 入 合 計		12,262,470

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		393,002 千円
	1 総 務 管 理 費	393,002
2 保 険 給 付 費		11,540,577
	1 保 険 給 付 費	11,540,577
3 地 域 支 援 事 業 費		310,828
	1 地 域 支 援 事 業 費	310,828
4 基 金 積 立 金		37
	1 基 金 積 立 金	37
5 諸 支 出 金		15,026
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6,930
	2 一 般 会 計 繰 出 金	8,096
6 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		12,262,470

令和3年度武蔵野市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 給水栓数 | 90,979栓 |
| (2) 年間総給水量 | 16,690,298立方メートル |
| (3) 1日平均給水量 | 45,727立方メートル |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	水道事業収益	3,713,532	千円
第1項	営業収益	3,630,785	千円
第2項	営業外収益	82,745	千円
第3項	特別利益	2	千円
		支	出
第1款	水道事業費	3,663,528	千円
第1項	営業費用	3,561,739	千円
第2項	営業外費用	100,787	千円
第3項	特別損失	2	千円
第4項	予備費	1,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額681,615千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額51,396千円及び当年度分損益勘定留保資金630,219千円で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入	261,036	千円
第1項	企業債	227,116	千円
第2項	固定資産売却代金	1	千円
第3項	負担金	33,919	千円

支 出

第 1 款	資本的支出	942,651千円
第 1 項	建設改良費	635,187千円
第 2 項	企業債償還金	306,464千円
第 3 項	予備費	1,000千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	227,116 千円	証書借入れ又は証券発行	5.0 パーセント以内	借入れの時から据置期間を含め、40年以内の償還とする。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。その他償還については、借入先の融資条件に従う。

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用と営業外費用との間における流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費を、これらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | | |
|-----|-------|-----------|
| (1) | 職員給与費 | 225,369千円 |
| (2) | 交際費 | 10千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第 9 条 たな卸資産購入限度額は、72,703千円と定める。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

東京都武蔵野市長 松 下 玲 子

令和3年度武蔵野市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|------------------|
| (1) 年間有収水量 | 16,588,893立方メートル |
| (2) 1日平均有収水量 | 45,449立方メートル |
| (3) 主要な建設改良事業 | |
| ア 石神井川排水区雨水幹線整備事業 | 637,902千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		3,105,669千円
第1項 営業収益		2,386,995千円
第2項 営業外収益		718,672千円
第3項 特別利益		2千円

支 出

第1款 下水道事業費用	3,040,160千円
第1項 営業費用	2,859,887千円
第2項 営業外費用	178,272千円
第3項 特別損失	1千円
第4項 予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額356,882千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額86,061千円及び当年度分損益勘定留保資金270,821千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,083,690千円
第1項 企業債	200,700千円
第2項 出資金	23,571千円

第3項	補助金	34,000千円
第4項	負担金等	825,418千円
第5項	固定資産売却代金	1千円

支 出

第1款	資本的支出	1,440,572千円
第1項	建設改良費	1,088,767千円
第2項	固定資産購入費	669千円
第3項	企業債償還金	330,136千円
第4項	基金積立金	20,000千円
第5項	予備費	1,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	200,700千円	証書借入れ又は証券発行	5.0パーセント以内	借入れの時から据置期間を含め、40年以内の償還とする。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。その他償還については、借入先の融資条件に従う。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用と営業外費用との間における流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 職員給与費(186,648千円)については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

令和3年2月24日提出

東京都武蔵野市長 松 下 玲 子